三　特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であって当該特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

2　法第三十四条の三第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項並びに一人以上の法第三十四条の三第一項第三号に規定する監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第九十四条　法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条及び第百条の三十六において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

［イ～ハ　略］

二　［略］

（法第三十四条の三第一項第六号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第九十五条　法第三十四条の三第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項とする。

（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

第九十八条　［略］

2　法第三十四条の七第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等は、当該変更後の協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の協同組織金融機能強化方針は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　［略］

二　法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の三各号に掲げる事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　［略］

第四章の三　特定事態における資本の増強に関する特別措置

（特例金融機関等及び特例対象子会社による経営強化計画の提出）

第百条の二　法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。）又は特例対象子会社は、別紙様式第七号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（特例対象子会社にあっては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第三十四条の九の二第一項又は第二項の申込みの理由書（当該特例金融機関等又は特例対象子会社における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第九十四条　法第三十四条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

［イ～ハ　同上］

二　［同上］

（法第三十四条の三第一項第五号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第九十五条　法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項とする。

（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

第九十八条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の二各号に掲げる事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　［同上］

［章を加える。］